

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく和泉短期大学の体制整備

2008年6月25日 教授会制定

和泉短期大学では、文部科学省より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日）をもとに、科学研究費をはじめとする、外部競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）について、本学における適正な運営・管理を実践する体制整備を以下のとおり定める。

第1節 機関内の責任体系の明確化

（最高管理責任者）

- (1) 学長は最高管理責任者として、機関全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負うものとする。
- (2) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (3) 統括管理責任者及び部局責任者と連携し、公的研究費の運営・管理に当てるものとする。

（統括管理責任者）

- (1) 教務部長は統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- (2) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

- (1) 事務局長はコンプライアンス推進責任者として、当該部局における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為防止に関し、実質的な責任と権限を持つものとする。
- (2) 自己の管理監督又は指導する部門内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して以下の事項を行う。
 - ①不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ②不正防止対策を図るため、必要に応じてコンプライアンス教育を実施し、受講状況を

管理監督する。

- ③構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(部局責任者・担当部局)

公的研究費の運営・管理に関する事務について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「部局責任者」という。)を置き、教育・学習支援ユニットリーダーをもって充てる。公的研究費の運営・管理に関する事務担当部局(以下、「担当部局」という。)を教育・学習支援ユニットとする。担当部局は、部局責任者の指導監督の下、公的研究費の運営・管理に関する業務を分掌する。

(運営体制の公開)

本学における公的研究費の運営・管理体制と、それに係る職名と部署名および役割を学内外へ公開する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの明確化・統一化)

公的研究費等に係る事務処理手続きについて明確なルールを定め、統一運用を行い、教職員に対して周知徹底を図る。また、適切なチェック体制を保つため常に見直しを行うこととする。

(職務権限の明確化)

- (1) 公的研究費の事務処理は事務局が行う。
- (2) 公的研究費に関する執行書類の決済者は、学長及び事務局長とする。

(関係者の意識向上)

- (1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、コンプライアンス教育を実施する。
- (2) 公的研究費を獲得した研究者及び公的研究費の運営・管理に関わる事務職員は、コンプライアンス教育を目的として行う研修会や説明会を受講しなければならない。
- (3) コンプライアンス教育は、以下の事項に留意して行う。
 - ①コンプライアンス教育を目的として行う研修会や説明会は、原則としてコンプライアンス推進責任者が構成員に対して実施する。
 - ②コンプライアンス教育の実施に際しては、構成員の受講状況及び理解度について把握する。
 - ③公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が受講できるように、受講機会を確保する。

(行動規範)

統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定し、公表する。

（告発等の取り扱い）

- (1) 本学内外からの不正についての告発等を受け付ける通報窓口を設置する。
- (2) 告発等の受付から調査委員会の設置、本調査の実施、終了までの手続きは「和泉短期大学研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」に準ずるものとする。
- (3) 最高管理責任者は、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の公的研究費の使用禁止を命じることとする。
- (4) 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した公的研究費の使用停止を解除する。

（調査及び懲戒）

調査に関し、最高管理責任者は以下の事項について当該公的研究費の配分機関へ報告及び調査へ協力しなければならない。

- (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議すること。
- (2) 告発等の受付から 210 日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出すること。
- (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告すること。
- (4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出すること。
- (5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること。

第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（防止計画推進部署）

- (1) 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置き、研究不正行為防止委員会（以下、「不正防止委員会」という）をもってこれに充てる。
- (2) 不正防止委員会の構成、業務は「和泉短期大学研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」に準ずるものとする。
- (3) 不正防止委員会は、担当部局の日常業務の確実性や不正防止計画の実施状況について定期的にモニタリング調査を行う等、不正防止計画の推進に関する業務を分掌する。

- (4) 担当部局は、不正が生じぬよう、不正防止委員会と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

(1) (執行時の届出、報告)

研究者は公的研究費を補助事業のために執行する場合、遅滞なく事務局に届出または報告しなければならない。

(2) (予算執行状況の検証)

担当部局は、予算執行の進捗状況を常に把握し、予算執行が当初計画に比して著しく遅れていないか留意する。特に予算執行が年度末に集中するような場合は、研究遂行状態に何らかの問題があることを留意し、必要に応じて予算執行の遅れの理由を研究者へ確認するとともに、必要であればその改善を研究者へ求める。

(3) (物品の購入)

研究者は、公的研究費を使用して補助事業のために物品を購入する場合には、事務局に「物品購入依頼書」を提出し、納品先を事務局として発注するものとする。

(4) (納品・検収)

事務局を納品場所に指定し、先に研究者より提出された「物品購入願」をもとに、事務局が納品・検収したのち、物品を研究者に引き渡す。

(5) (換金性の高い物品の購入)

公的研究費により取得した換金性の高い物品については、備品票を貼付し、帳簿に記帳して管理する。切手等の備品票を貼付できないものに関しては、その使用状況を確認できる帳簿等により管理するものとする。

(6) (出張)

①研究者が公的研究費を使用して補助事業のために出張する場合、原則として出張の一週間前までに出張伺を事務局に提出し、関係部署より決済を受けるものとする。

②出張後は直ちに切符・宿泊等の領収書とともに「出張報告（記録）書」を事務局に提出する。

(7) (不正取引の防止)

研究者と事務職員並びに業者との癒着による不正取引を防止するため、一定以上（ひと月に2回以上、または1回5万円以上）の取引のある業者から誓約書の提出を求める。

(8) (不正取引業者への処分)

最高管理責任者が、公的研究費の運営・管理に関する不正に関与があると判断した業者については、当該競争的資金に関する一切の取引を停止する。

(9) (特殊な役務に関する検収について)

データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成などの検収方法は、動作確認、成果物確認など、具体的な事実確認により行う。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) (相談窓口)

本学における公的研究費の運営・管理に係る事務処理手続き及びこの使用に関する学内外からの相談を受付ける窓口(以下、「相談窓口」という。)を担当部局に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。相談窓口は、相談された事項について、各種法令や学園規程等に基づき、また、その内容に応じて部局責任者等学内関係者あるいは公的研究費の運営・管理を所管する省庁等と協議し、迅速に対応する。

【相談窓口】教育・学習支援ユニット

(2) (規程の外部への公表)

公的研究費の不正への取り組みに関する本学の規程を外部に公表する。

第6節 モニタリングと内部監査の実施

公的研究費の適正かつ効率的な管理・運営を検証するために、モニタリング（日常的・継続的な点検）及び内部監査を実施する。

(1) (モニタリング)

日常的なモニタリングは各部署が行う。

(2) (内部監査)

- ①本学における公的研究費の運営・管理及び不正防止等に関する内部監査を実施する部門（以下、「内部監査部門」という。）を置き、不正防止委員会がこれを兼務する。
- ②内部監査部門は全学的な視点から監査制度を整備し、公的研究費の運営・管理に係る日常業務やモニタリング調査の体制や関連するルール等の妥当性の検証等を行う。
- ③内部監査部門は、最高管理責任者、統括管理責任者等の学内組織との連携体制の下、監査を行う。

附 則

1. 2008年6月25日教授会制定。

附 則

2. 2018年9月26日教授会改正。